

※詳細は仕様書による。

- (3) 工事場所 福岡県北九州市小倉南区空港北町（北九州空港）
- (4) 工 期 契約締結日の翌平日から令和9年3月17日まで。

2 資格審査申請書の受付期間

令和7年11月26日から令和7年12月26日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）までの間の09時00時から17時00時まで。ただし、最終日は14時00分までとする。なお、令和7年12月26日（休日を除く。）以降においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時までに当該特定JVとしての資格の認定を受けていなければならない。

3 申請の方法

(1) 担当部局

〒540-8559

大阪府中央区大手前3丁目1番41号 大手前合同庁舎11階

国土交通省 大阪航空局 総務部 契約課 契約係

電話番号 06-6937-2708

(2) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

調達ポータル・電子調達システム ヘルプデスク

電話番号 0570-000-683（ナビダイヤル）

03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）

(3) 申請書の交付方法

交付方法 1) 電子調達システムにより交付する。

2) やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない
入札参加希望者は、上記3（1）に問い合わせること。

(4) 申請書の提出場所及び方法

提出場所 3（1）に同じ。

申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）することにより行うものとする。

① 4（2）③-1及び③-2に規定する資格を有していることを証明するため、全ての構成員の資格決定通知書の写し

② 4（3）①から③までの要件を満たすことを判断できる各構成員の工事の施工実績を記載した書類

③ 4（6）により締結した特定建設工事共同企業体協定書の写し

(5) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 特定JVとしての資格及びその審査

(1) 構成員の数

構成員の数は2又は3社とする。

(2) 組合せ及び構成員の資格要件

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③-1 開札時まで令和7・8年度国土交通省一般（指名）競争参加資格（以下、「競争参加資格」という。）のうち、上部工の工種を担当する者は「鋼構造物工事業」、それ以外の工種を担当する者は「土木工事業」での認定を受けた大阪航空局における競争参加資格を有する者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）であること。
当該資格を有していない者については、「競争参加者に関する公示」（令和6年10月1日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- ③-2 競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した経営事項評価点数（以下「点数」という。）が、特定JVにより参加を希望する場合、代表者に係る点数が「鋼構造物工事業」において1,100点以上、「土木工事業」において1,200点以上、代表者以外の構成員に係る点数が「鋼構造物工事業」において1,100点以上、「土木工事業」において1,100点以上であること。
- ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
ただし、③-1の再認定を受けている者を除く。
- ⑤ 当該申請書の提出期限から開札日までの間に、国土交通省大阪航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付空経第386号）」に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（3）構成員の技術的要件等

次の各号の要件を満たすものとする。

- ① 平成22年4月1日以降に完成・引渡し完了した、下記の【同種工事】1)及び2)の要件を満たす工事の施工実績（民間実績及び海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績も可とする。）を有する者であること（元請けとしての実績に限る。甲型協定書による共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。乙型協定書による共同企業体の実績は、工事で分担した工事内容の実績に限り認めるものとし、出資比率は問わない。）。

なお、特定JVの全ての構成員で下記の【同種工事】1)及び2)の要件を満たすこと。

また、当該実績が国土交通省又は内閣府沖縄総合事務局の発注した工事で工事成績評定が通知されている場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

【同種工事】

- 1) 10t 以上/基の鋼橋上部を作業船により海上で据付した施工実績
- 2) φ800 mm以上の鋼管杭又は鋼管矢板を杭打船により海上で打設した施工実績

※上記1)及び2)は同一の工事である必要はない。

- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）に示す工事業のうち、上部工の工種を担当する者は「鋼構造物工事業」、それ以外の工種を担当する者は「土木工事業」の許可を有してからの営業年数が5年以上の者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有してからの営業年数が5年未満の者であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
 - ③ 建設業法に示す工事業のうち、上部工の工種を担当する者は「鋼構造物工事業」、それ以外の工種を担当する者は「土木工事業」に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置することができる者であること。
- (4) 結成方法
自主結成とする。
 - (5) 代表者要件
代表者の要件は、次の各号の要件を満たすものとする。
 - ① 構成員中最大の施工能力を有する者とする。
 - ② 等級区分の異なる構成員により結成する場合は、最上位の等級に決定されている者とする。
 - (6) 特定建設工事共同企業体の協定
特定建設工事共同企業体を結成するため締結する協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（乙型）」によるものとする。
- 5 資格審査結果の通知
競争参加資格の審査の結果を「競争参加資格認定通知書」により通知する。
- 6 認定資格の有効期間
共同企業体における認定資格の有効期限は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
- (1) 契約の相手方となった者
競争参加資格が認定されたときから、工事が完了するときまでとする。
 - (2) 契約の相手方とならなかった者
競争参加資格が認定されたときから、契約の相手方と契約を締結するときまでとする。
- 7 その他
- (1) 共同企業体の名称は「北九州空港進入灯橋梁改良工事〇〇・▼▼特定建設工事共同企業体」とすること。
 - (2) 本公示における競争参加資格の審査申請をする特定JVが、支出負担行為担当官大阪航空局長が発注する北九州空港進入灯橋梁改良工事の入札公告に示されている競争参加資格の確認申請を受けるためには、当該入札公告の指示に従い、別途申請手続しなければならない。

(2) 申請手続等について不明な点があれば、3 (1) の場所に照会すること。